

介護老人保健施設エルダービレッジ 介護予防通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設エルダービレッジ(以下「当施設」という。)は要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護予防通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者または利用者および利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護予防通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の介護予防通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計画にかかわらず、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。
- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
 - 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、介護予防通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立又は要介護と認定された場合
 - ② 利用者の介護予防サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
 - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
 - ⑤ 利用者または身元引受人が、当施設、当施設の職員または他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意し

た方法によります。

- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。(診療録についても5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業者との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、介護予防通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は、利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は、利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対し速やかに連絡します。

（要望または苦情等の申出）

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護予防通所リハビリテーションに対しての要望または苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、または、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第13条 介護予防通所リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

附 則

この利用約款は、平成25年1月1日より施行する。

一部修正し、平成26年4月1日より施行

一部修正し、平成27年4月1日施行する。

一部修正し、平成27年10月1日より施行する。

一部修正し、平成30年4月1日より施行する。

一部修正し、令和元年10月1日より施行する。

一部修正し、令和3年4月1日より施行する

一部修正し、令和4年10月1日より施行する

一部修正し、令和6年6月1日より施行する

一部修正し、令和6年8月1日より施行する

<別紙1>

介護老人保健施設 エルダービレッジのご案内 (令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設エルダービレッジ
- ・開設年月日 平成25年1月1日
- ・所在地 神戸市西区櫨谷町福谷882
- ・電話番号 078-996-1200 (FAX番号 078-996-2660)
- ・管理者名 佐藤 容一
- ・介護保険事業所番号 (介護老人保健施設; 2855280083号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション等サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設エルダービレッジの運営方針]

① 人間尊重

利用者の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立って介護保健施設サービスを提供します。そのために、心身の状態や家庭環境に合わせて、個別のサービス計画を立て、これを利用者及び身元引受人に分りやすく説明して、同意を得ます。

② 充実したケアサービス

介護保健施設サービス計画に基づいて、充実した看護、医学的管理下における介護及びリハビリテーションをいたします。具体的な内容は次頁(2.サービス内容)にあるとおりです。

③ 地域や家庭との結びつき

家庭的雰囲気のもとに看護、介護及び日常生活上のお世話等をしながら、市町村並びに地域の保健医療サービス・福祉サービスの提供者と密接な連携を図ります。

また、在宅で自立した生活が送れるための一助として、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護や介護予防通所リハビリテーションを提供します。

(3) 施設の職員体制

- ・介護予防通所リハビリテーション（通所リハビリテーションを含む）を区分して記載しました。
- ・（兼務）は入所サービスとの兼務者。

	人員		業務内容
・施設長		(兼務可)	
・医師	1人以上	(兼務可)	健康管理及び療養上の指導
・看護職員	1人以上		医師の指示による医療、サービス計画に基づく看護
・介護職員	7人以上		サービス計画に基づく介護
・支援相談員	1人以上	(兼務可)	相談援助サービス、市町村との連携、ボランティアの指導
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	2人以上		リハビリプログラムの作成、機能訓練の実施、指導 個別リハビリテーションの実施
・管理栄養士		(兼務可)	献立の作成、栄養指導
・事務職員		(兼務可)	事務全般、
・リスクマネジャー	1人以上	(兼務可)	リスクマネジメント

(4) 介護予防通所定員

1単位 20人として、2単位（計40人）実施。（通所リハビリテーションを含む）

2. サービス内容（介護予防通所リハビリテーションに関して）

- ① 介護予防通所リハビリテーションサービス計画の立案
- ② 運動器機能向上サービス計画の立案
- ③ 口腔機能向上サービス
- ④ 食事 昼食 12時00分～13時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（自立支援）
- ⑧ 集団機能訓練
（マシーントレーニング、介護予防体操、作業療法、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 特別な食事の提供
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただいています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 さとうクリニック
 - ・住 所 神戸市西区櫛谷町福谷 882

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・喫煙 喫煙は決められた場所に限りませす。
- ・火気の取り扱い 禁止します。
- ・設備・備品の利用 所定の場所で、丁寧に取り扱ってください。
- ・所持品・備品等の持ち込み 施設長の許可が要ります。そして利用者ご自身で管理していただきます。
- ・金銭・貴重品の管理 責任は負いかねますので、所持しないでください。
- ・ペットの持ち込み 持ち込んではいけません。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災通報装置
- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

また、玄関ホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

【外部の苦情相談窓口】

- ・神戸市福祉局監査指導部（介護保険サービスに関すること）
電話 078-322-6242
受付 8:45～12:00 13:00～17:30（平日）
- ・兵庫県国民健康保険団体連合会（介護保険サービスに関すること）
電話 078-332-5617
受付 8:45～17:15（平日）
- ・神戸市消費生活センター（サービスの質や契約に関すること）
電話 078-371-1221
受付 9:00～17:00（平日）

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2-1>

介護予防通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護予防通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引落の3方法があります。

<別紙2-2> 4. 利用料金（自己負担額）

《1》予防通所リハビリテーションサービス費（介護保険1割・2割・3割負担相当額）						
(1)基本料金						
介護度	要支援1			要支援2		
サービス提供	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	2,418円	4,836円	7,253円	4,507円	9,014円	13,521円
1日あたり	80円	160円	240円	149円	297円	445円

(2)加算料金						
加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件		
栄養アセスメント加算	54円	107円	160円	1月につき		
栄養改善加算	214円	427円	640円	1月につき		
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	22円	43円	64円	1回あたり 6月に1回を限度		
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6円	11円	16円	1回あたり 6月に1回を限度		
口腔機能向上加算Ⅰ	160円	320円	480円	1月につき		
口腔機能向上加算Ⅱ	171円	341円	512円	1月につき		
若年性認知症利用者受入加算	256円	512円	768円	1月につき		
一体的サービス提供加算	512円	1024円	1535円	1月につき		
生活行為向上リハ加算	599円	1198円	1797円	利用開始日の属する月から6月以内		
退院時共同指導加算	640円	1280円	1919円	1回につき		
12月超減算2 1	-128円	-256円	-384円	利用開始日の属する月から12月を超えた期間に利用した場合	1月につき	要支援1
12月超減算2 2	-256円	-512円	-768円		1月につき	要支援2
高齢者虐待防止措置未実施減算2 1	-25円	-49円	-74円	1月につき	要支援1	
高齢者虐待防止措置未実施減算2 2	-45円	-90円	-135円	1月につき	要支援2	
業務継続計画未策定減算2 1	-25円	-49円	-74円	1月につき	要支援1	
業務継続計画未策定減算2 2	-45円	-90円	-135円	1月につき	要支援2	
科学的介護推進体制加算	43円	86円	128円	1月につき		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	94円	188円	282円	1月につき	要支援1	介護福祉士70%以上もしくは勤続10年以上介護福祉士25%以上
	188円	376円	563円	1月につき	要支援2	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	77円	154円	231円	1月につき	要支援1	介護福祉士50%以上
	154円	307円	461円	1月につき	要支援2	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	26円	51円	77円	1月につき	要支援1	介護福祉士 40%以上もしくは勤続7年以上 30%以上
	52円	103円	154円	1月につき	要支援2	

介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)・・・1月につき 所定単位数の86/1000加算					
	(Ⅱ)・・・1月につき 所定単位数の83/1000加算					
	(Ⅲ)・・・1月につき 所定単位数の66/1000加算					
	(Ⅳ)・・・1月につき 所定単位数の53/1000加算					

《2》食費 日用品費									
項目	金額								
食費	710円	1食につき							
日用品費	30円	1日につき							
《3》クラブ活動費(1回当たりの自己負担額)									
クラブ活動名	金額								
音楽療法クラブ	330円	参加回数に応じて請求いたします							
水彩画クラブ	300円								
書道クラブ	300円								
俳句クラブ	250円								
喫茶代	100円	1杯につき							
作業療法クラブ(通常の作業療法以外)	実費相当								
料理教室	実費相当								
《4》着替類他費(1回当たりの自己負担額)									
着替類	金額								
衣類上(含シャツ)	300円	ご使用されたご利用者様からお支払頂きます							
衣類下(含ズボン下、靴下)	350円								
尿取りパット	30円								
シートタイプ	50円								
テープ止めタイプ	130円								
リハビリパンツタイプ	150円								

<別紙3>

個人情報の利用目的 (令和6年8月1日現在)

介護老人保健施設エルダービレッジでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に介護予防サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

**介護老人保健施設エルダービレッジ
介護予防通所リハビリテーション利用同意書**

介護老人保健施設エルダービレッジの介護予防通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設エルダービレッジ介護予防通所リハビリテーション利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

介護老人保健施設エルダービレッジ
管理者 佐藤 容一 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

【本約款第10条2項の緊急時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

令和6年8月1日施行